

# Kiko

COP7通信

11月

3日

マラケシュ

気候ネットワーク

〒604-8124 京都市中京区高倉通四條上ル高倉ビル3F  
Tel:075-254-1011 / Fax:075-254-1012  
E-mail:kikonet@jca.apc.org http://www.jca.apc.org/kikonet/

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-7-3 西川ビル2F  
Tel:03-3263-9210 / Fax:03-3263-9463  
E-mail:kikotko@jca.apc.org

気候ネットワークは、地球温暖化対策に取り組む市民のためのネットワークです。

「Kiko」は、温暖化問題の国際交渉の状況を伝えるための会期内、会場からの通信です。

## 日本政府、「ボン合意」を踏みにじる発言、NGOが緊急申し入れ

前半1週間の交渉が進むにつれ、日本政府の交渉スタンスがだんだんはっきりしてきた。その中でも最も顕著だったのが、1日夜の京都メカニズムの交渉グループでの議論における日本の発言だった。それは、「ボン合意をリオープンしない」という自らの主張と明らかに矛盾する合意の踏みにじりであった。詳細はCOP7に参加している日本の環境NGOが緊急に日本政府代表団宛に提出した以下の申し入れを見てほしい。この申し入れは同時に川口環境大臣にも宛て、大臣が合意した「ボン合意」を日本政府が書き換えることなく決定文書にして合意するよう要請した。なおこれは、11月3日号のecoにも英訳して掲載され、各国からの参加者全員へ知らされることになった。

緊急申し入れ・日本政府は「ボン合意」の尊重を！

2001年11月2日

気候変動枠組条約第7回締約国会議 日本代表団 殿

気候ネットワーク  
世界自然保護基金ジャパン  
地球環境と大気汚染を考える全国市民会議 (CASA)  
地球の友ジャパン

私たち、COP7に参加している日本の環境NGOは、11月1日の京都メカニズムの交渉グループで、日本政府が、京都メカニズムへの参加条件について、遵守制度についての合意を受け入れることを条件とする条項そのものの削除を求めたことに重大な懸念をもたざるを得ない。これは、閣僚級会合で合意されたボン合意そのものを変更しようとするもので、これまで全体会合などでのボン合意の再交渉はしないとの日本政府の発言とも矛盾している。

そのみならず、日本政府がロシア・オーストラリア・カナダとともに、ボン合意の内容を弱めようとする交渉をしていることも問題である。

例えば遵守制度の交渉では、ロシア、オーストラリア、カナダの4カ国で、COP7で遵守制度の手續と制度についての決定を行わないとの趣旨にとられかねない提案を行ったり、報告義務(議定書5条1,2項、7条1,4項)の不遵守に対する帰結として提案されている遵守行動計画の規定の削除を求めたり、遵守手續の開始方法を制限するオーストラリアの提案や、批准カードを乱用するロシアの後ろ向きの提案への支持を表明したりしていることも、ボン合意の内容を弱めたり、合意に向けた交渉の進展を阻害するものと評価せざるを得ない。

COP7の任務は、COP6再開会合において採択されたボン合意に従って、京都メカニズム、遵守制度などの論点について議定書発効後の第1回締約国会合(COP/MOP1)への決定文書案に合意することである。ここでボン合意の一部を変えようとすることは、ボン合意全体を危うくしかねない。

京都議定書の2002年発効は、地球温暖化防止にとって喫緊の課題であり、2002年までに京都議定書を発効させるためには、このCOP7で決定文書に合意することが不可欠である。

日本政府代表団がボン合意を書き換えることなく、決定文書の合意に向けた真摯な努力をされるよう強く申し入れるものである。

.....  
**Closed Development  
Mechanisms**  
(クローズド開発メカニズム)

**よらしむべし、知らしむべからず**

「南」の国々への投資をしてきた多くの機関は、近年大きな教訓を得てきた。一般市民は問題の一部ではなく、解決の糸口なのだということ。その結果、世界銀行から輸出信用機関に至るまでの幅広い機関で、投資プロジェクトの実施、また投資政策の決定においても市民の参加をより拡大する傾向にある。だのになぜこの経験が CDM のルールに活かされないのだろう。

現在の文書案における CDM は、プロジェクトの各段階においても、関連機関の政策においても、ごく僅かな人々にほんの少ししか関与させないプロセスとして位置付けられそう。

CDM(クローズド開発メカニズム)へようこそ。温暖化防止や持続可能な発展の構築に忙しい私達は一般市民を締め出しているんだ、本当はね。

現在の文書案では、CDM のプロジェクトの質を保証する、市民の参加を奨励するための一貫した枠組は位置付けられず、市民参加はうわべだけであっ

**イブラヒム Ibrahim**  
(eco のジョークのコーナー)

京都メカニズムの交渉中、イブラヒムはいつものように穏やかな情眼をむさぼっていたが、予想外の展開になりそうな気配で目が覚めた。ナイジェリアの代表団が、ドン・パールマン(訳者注:京都議定書に反対するアメリカの化石燃料産業界のロビー団体 GCC の代表)のひどく読みづらい手書き文字の判読に苦労しているの是一目瞭然だったが、エストラダ共同議長に「進行を妨害している」と名指しされ、驚いた。たったの 3 時間しか邪魔してないのに。サウジアラビアの代表団ときたら、本当のことを言っているだけなのにそんな取扱いをするとは、議長としてあるまじき行為だと文句をつけた。エストラダ議長はこうした全く正確な申し立てを文書で残すと述べた。こんな輩の自筆はさぞや保存の価値があることだろう。(eco 10/31)

る。わかりやすい例を一つあげれば、影響を受ける関係者が CDM プロジェクトにコメントできる期間はわずか 30 日しかない。これに比べて世銀では、プロジェクトの環境アセスメントに対し、60 日間のコメント期間を設けている。アメリカ議会などは、世銀のプロジェクトに対して 120 日間のコメント期間を取るよう主張している。CDM が設けようとしている期間の 4 倍だ。CDM で影響を受ける関係者がプロジェクトに対し意見を言うためには、とりわけ、漏れ(leakage)や追加性、ベースラインなどの CDM に独特の複雑な問題を習熟しなければならない。30 日間という期間、プロジェクトがあることを見つけ出して、大声でわめいて近く弁護士に訴えるには十分かもしれないが、もし CDM 事業者がもっと建設的な意見を求めようとするなら到底不十分だ。この期間は延長すべきだ。

もう一つの例を挙げよう。CDM には不服申し立てのプロセスが全くない。世銀やアジア開発銀行には、彼等の融資に対する利害関係者や影響を受ける団体からの申し立てを受けて調査する公式の手続きがあるが、CDM プロジェクトに対する異議は、当事国が執行理事会の 25% 以上のメンバーが望んだ場合にしかできない。影響を受ける地域住民にとって正式な申し立ての制度はなく、政策に関して執行理事会と NGO 間での正式に議論を交わせる制度もない。政治的対立を避けたい新しい機関にとって、このようなアプローチは大惨事の元である。

市民参加のプロセスが欠如しているのは、CDM プロジェクトの質の保証にマイナスであり、CDM やその機関自体の信頼性をも低下させてしまう。気候変動枠組条約交渉では、毎年の締約国会議の度に、気候変動に対する戦いでは市民が解決の一部であることをはっきりと示してきたはずだ。ならばなぜ CDM の問題に関しては、我々は問題の一部として扱われるのだろう?(eco 10/30)

**吸収源のカウント(勘定)**

吸収源問題はマラケシュ会議でも依然として重要な位置を占めている。ボン合意における吸収源規定を適切に実施するためには、各締約国が詳細な情報を提供することが必要である。その中には、カ

**化石賞に日本**

2 日の化石賞では、アンブレラグループの国々(日加露)が第 1 位を受賞、京都メカニズムの参加要件のところまで遵守との関連条項を削除しようとした姿勢が、ボン合意を無視する論外のものだったためだ。第 2 位は EU、遵守制度の中でロシアが情報公開や市民参加の仕組みを全てなくそうとした発言をしたのに何も対抗しなかったとして NGO の大きな失望があった。そして第 3 位が再び日本。第 1 位と同じ理由だが、特にその中でもアンブレラグループをリードし、率先してボン合意を踏みこじったとして送られた。

ナダが主張するような、議定書の附属書 A に書いてある活動の情報を提出するだけでは不十分で、吸収源活動(議定書 3.3 項、3.4 項)の情報を毎年報告することも含まなければならない。

そのためにまず、吸収源活動(3.3、3.4 項)についての報告の規則を COP10 までに策定することを保証すべきである。

そして吸収源活動(3.3 項、3.4 項)に必要な一般情報には、当該の LULUCF 活動が行われる土地の地理的情報を含め、恣意的な土地の取捨選択をさせないよう、活動の行われている全ての土地単位、LULUCF 活動に含まれる全ての貯蔵庫の炭素量の情報を含むべきだ。

さらに 3.3 項、3.4 項に特有の情報には、その活動が 1990 年 1 月 1 日以降に開始した人為的活動であることを実証する情報を含むべきである。森林管理を含める場合は、森林管理として勘定した土地が、3.3 項の下で重複して勘定されていないことを明示する情報も必要である。

各締約国は吸収源の条項は、吸収源の不確実性と政治的に難しい問題を含む性質を忘れずに、ボン合意に誠実に、適切で透明なやり方でシステム化しなくてはならない。最後に一言。カナダには耳を貸してはならない。(eco10/30 抄訳)

**Kiko COP7 通信 No.2**

2001 年 11 月 3 日発行

発行・編集 / 気候ネットワーク

鮎川ゆりか、小野寺ゆうり、川阪京子、早川光俊、平田仁子(翻訳/小倉正、須田恵理子、早見由里子、吉村敦子)